

埼玉県教育委員から出された

学校再開・通常登校におけるガイドライン  
(新型コロナウイルス感染防止対策)

「事前に家庭に確認（周知）をし、保護者の理解と協力を得ておくこと。」  
この一文より、保護者に通知いたします。

- ・学校では、登校時に健康状態が確認できない場合には、学校で教室に入る前に検温及び健康観察を実施します。
- ・体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある等）の場合、登校させないで下さい。なお、発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となります。
- ・登校前に、健康観察カードを活用した検温、健康観察、体調管理を徹底します。（検温は、朝・夕に実施。）また、同居の家族の健康管理にも（検温等）協力を依頼します。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、児童生徒の登校を控えることもお願いします。
- ・登校後に体調不良となった場合は、速やかに迎えに来ていただきます。（原則、公共交通機関の利用を避けて下さい。）
- ・感染が疑われる（濃厚接触者、PCR検査等の対象者になる等）場合には、学校へ速やかに連絡して下さい。
- ・登校時には感染症対策用の持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを保管する際の清潔なビニールや布等を持参させて下さい。
- ・規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努めて下さい。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の間での家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないような配慮にも協力をいただければと思います。

学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

- ・当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。
- ・安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行います。
- 教職員は授業ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努めます。
- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認します。
- 児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせません。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたります。（必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討していきます。）

次の事項は学校が実施します。

**集団感染のリスクへの対応**

1. マスクの着用

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。

(イ) ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日
- \* 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため
- ・体育の授業

2. 「3つの密」の回避の徹底

3. 大声を出すことは避ける

4. 清掃、消毒について

(ア) 床は通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。

(イ) 机・椅子についても、特別な消毒作業の必要はありません。家庭用洗剤等を用いた拭き清掃を行います。

(ウ) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

(エ) トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。

(オ) 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行います。